

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和郡山市長 上田 清

市町村名 (市町村コード)	大和郡山市 (203)	
地域名 (地域内農業集落名)	上三橋地区 (上三橋町、下三橋町(一部))	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上三橋地区は以前より施設園芸作物(イチゴ・トマト・大和丸なす・葉物野菜・育苗等)および水稻栽培の盛んな地域であり、地区内の専業農家も市内の他の集落に比べて多い。

特に、大和の伝統野菜である大和丸なすやイチゴなどの高収益作物への転換が進んでおり、これらの作物を中心に生産量の増大と販路の拡大を目指している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

奈良県の特定農業振興ゾーンに指定されたことにより、三橋地区の特徴を踏まえた高収益作物への転換を進めてゆく。大和丸なす、イチゴのみならず、品質の高いトマト、葉物野菜等の生産により三橋地区農産物のブランド力の向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地域の農業を担う者として位置付けられた者が耕作する農地を農業上の利用が行われる農用地等として地域計画の区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積を進めるため、地権者への農地集積への理解が得られるよう努めるとともに、水稻作については数名の担い手への集積を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後、地区内で高齢化などにより営農困難になった農地について、中間管理機構を通じてのマッチングを図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道、用排水路の補修なども行い、営農環境の整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内の認定農業者の掘り起こしや、認定新規就農者も担い手の対象としていくほか、集落外からも担い手を受け入れることも視野に入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

環境モニタリングによる高度な技術の伝承、ハウス環境制御等スマート農業の導入を目指す。また、既存の栽培用施設の保全管理に努め、施設栽培の安定的な継続につなげる。